

事業者健診結果をご提供ください

事業者健診結果の保険者への提供については「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康保険法」により義務付けられています。

Q 提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

健診結果に基づき、40歳以上で生活習慣の改善が必要な方に健康づくりのサポート（特定保健指導）を行います。ご利用は無料（被保険者の場合）です。また、治療が必要な方には医療機関への受診を勧奨します。

他にも、健診受診率や健診結果だけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても、数値やグラフ、レーダーチャート等で経年的に示している「事業所カルテ」を作成し、事業所へお配りしております。詳しくはご加入の支部へお問い合わせください。

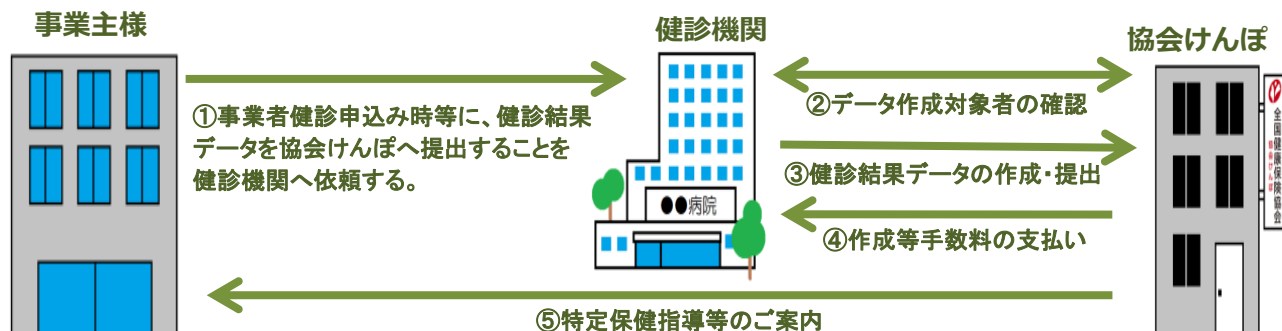
Q 健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫なのでしょうか？

A. 高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

Q どのような方法で提供すればいいのでしょうか？

- ①事業主様が健診結果通知の写しを協会けんぽに提供する。
- ②事業主様に「提供依頼書」をご記入いただき、従業員の皆様が健診を受診している健診機関もしくはご加入の支部へ提出する。その「提供依頼書」をもとに健診機関から協会けんぽへ提出する。

提供依頼から健診結果データ提供までの流れ（②のケース）



(参考)

【高齢者の医療の確保に関する法律 第27条】

3.保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省で定めるものを提供するように求めることができる。

4.前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

【健康保険法 第150条】

2.保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3.前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。